

令和2年11月18日

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について（通達）

危機対策本部長（学長）瀧口義浩

静岡県ではクラスター多発により新規感染者が急増していることから、県の流行判断指標による基準を最高レベル(感染まん延期)に引き上げる可能性があるとしています。

これを踏まえて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る本学の対応について、改めて感染予防のための行動の徹底について通知します。

特に、添付資料の「感染リスクが高まる5つの場面」と「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」をよく確認し、より一層の慎重な行動をお願いします。

また、基本となる「三密を避ける」「マスク着用」「手洗いと消毒の徹底」「換気と加湿」「健康チェック」だけでなく、「県をまたぐ移動や飲食店・多人数での会食」「濃厚接触とされるような長時間に及ぶ会議・面談」は引き続き極力避けてください。

なお、教育・研究活動や企業活動の実施については以下の通り運用に変更はありませんが、必ず申請・承認を行った上で実施してください。

今後も最新の情報を確認していただき、皆様や周りの方への感染防止と安全な学校運営のためにご協力をお願いいたします。

## 記

### I 学生教育(授業、研究指導)

対面と Web の併用とする。感染予防対策と学業の利便性の双方の観点に立って、状況に応じた最適な方法を選択するものとする。

### II 教員・研究活動

引き続き3密を避けた形での通常の勤務体制を継続する。ただし、静岡県感染対策本部の発出する警戒レベルのうち「回避」「特に慎重に行動」又は「慎重に行動」とされている地域から、或いはその地域をまたいで本学へ通勤する教員については、在宅勤務も併用するものとする。

なお、客員教員、非常勤講師、招聘講師については、事前に「来客者等構内立入許可申請書」及び「感染防止チェックリスト（来客者様）」を提出し、学長の承認を得るものとする。

### III 事務職員

教員と同様とし、3密を避けた形での通常の勤務体制を継続する。

### IV 会議・講演会

感染予防対策を十分行った上で、3密を避けた形で必要最低限の時間及び人数で開催する。メール会議、オンライン会議も有効活用する。

### V 学生の入構

学内での遵守事項と「新しい生活様式」に従い感染予防を講じた対応をすること。Web 講義や

メールも活用する。また「健康観察表」による日々の健康観察、及び新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の使用を推奨する。

県外から登校する学生については、前日までに「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（県外学生用）」を担当教員を通して学長へ提出すること。

#### VI 来客・外出・出張（県外・県内）

- ① オンライン会議やメール等で対応する。やむを得ない場合は、申請・承認を得た上で、感染予防対策を十分行い、3密を避け必要最低限の時間及び人数で実施するものとする。
- ② 外出・出張の場合は事前に「出張外出申請書」を分野責任者・学長に提出し、承認を得ることとする。
- ③ 来客申請の場合は、事前に「新型コロナウイルス感染防止チェックリスト（来学者用）」を記入してもらい、「来客者等構内立入許可申請書」に添付して、学長の承認を得ることとする。記入日以降来学当日までに、チェックした項目に変更がある場合は申し出ていただくこと。
- ④ 承認を得た場合でも「新しい生活様式」に従った行動・対応とし、必要最小限の人数で短時間に限るものとする。

#### VII 期 間

本通知日より当面の間とする。

#### VIII 備 考

上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応及び感染状況等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

#### <添付>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる本学活動指針について（通達）
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」、寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント  
（新型コロナウイルス感染症対策分科会(11月12日)資料より）
- ・【静岡県】11月13日（金）現在の警戒レベル.pdf

以上